

新型コロナウイルス感染予防対策助成金交付要綱

令和2年10月13日制定

令和3年3月19日改正

令和4年3月22日改正

令和5年3月22日改正

公益社団法人鹿児島県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）は、新型コロナウイルス感染防止対策（以下「感染防止対策」という。）を図るため、本要綱で定める物品を購入した会員事業者（以下「会員」という。）に対し、その費用の一部助成について必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、次条に掲げる物品を購入した会員とし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

ただし、年度途中に入会した場合は、入会日以降に購入したものを対象とする。

(助成対象物品等)

第3条 助成対象物品の費用は、別表1に定めるものとする。

(助成額)

第4条 助成額は、消費税を除く助成対象物品の購入費用とし、1会員あたりの助成上限額は、別表2に定めるとおりとする。

(予算総額)

第5条 予算総額は、別途定める額とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象物品は、当該年度の4月1日から2月末日までに購入・支払いが終了したものであるものとする。

2 助成申請期間については、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

(実績報告及び助成金交付の請求申請)

第7条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を会長に提出し請求するものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染予防対策助成事業実績報告書（助成金交付申請書）

（様式1）

(2) 請求書（写）（購入した物品名、個数、金額等が記載されたもの）

(3) 支払いを証明できるもの（領収書（写）又は振込依頼書（写）等）

(4) その他当協会が必要と定めるもの

(助成金の交付決定通知)

第8条 当協会は、前条の実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書（様式2）により会員に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 当協会は、交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 当協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は、令和2年10月13日から施行する。
2. 本要綱は、令和3年4月1日から施行する。
3. 本要綱は、令和4年4月1日から施行する。
4. 本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

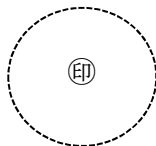
別表 1 (助成対象物品)

(1) マスク
(2) 消毒液
(3) 体温計
(4) フェイスガード
(5) 使い捨てタイプ手袋
(6) ウィルス感染防止対策パーテーション (飛沫飛散防止用アクリル板・透明ビニールカーテン)
(7) PCR検査・抗原検査キット
(8) その他新型コロナウイルス感染防止物品

別表 2 (助成対象物品助成金額)

登録台数	助成金額(上限額)
(1) 20台未満	2万円
(2) 20台以上50台未満	3万円
(3) 50台以上80台未満	4万円
(4) 80台以上	5万円

※登録台数(被けん引車を除く。)は、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数(新規入会会員は、入会時の登録台数)とする。



令和 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

所在地

会社名

代表者名

電話番号 ()

メールアドレス

印

新型コロナウイルス感染予防対策助成事業実績報告書 (助成金交付請求書)

新型コロナウイルス感染予防対策助成金交付要綱第7条に基づき下記のとおり申請します。
記

助成金請求額	円
---------------	----------

1. 物品等購入内訳書

整理番号	購入物品名	購入先	購入個数	購入金額 (税別)	購入年月
1					令和 年 月
2					令和 年 月
合計金額				円	

2. 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()			支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

3. 添付書類

- (1) 請求書 (写) (購入した物品名、個数、金額等が記載されたもの)
- (2) 支払いを証明できるもの (領収書 (写) 又は振込依頼書 (写) 等)
- (3) その他当協会が必要と定めるもの

4. 社会保険等の加入に係る誓約

弊社は、新型コロナウイルス感染予防対策助成金交付の申請に対し、社会保険等に参加していることを誓約いたします。なお、助成金受領後に新型コロナウイルス感染予防対策助成金交付要綱第10条に該当する事実が判明した場合、速やかに助成金を返還いたします。

代表者名 _____ 印

鹿ト協発第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長 鳥 部 敏 雄

交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった新型コロナウイルス感染予防対策助成金は、下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付申請額	円
交付決定額	円

以 上

※県ト協→申請会員事業者